

## 初議会での所信表明(議長を志す)：平成23年9月1日

議長選挙にあたりまして、一言所信を述べさせていただきます。

町議選に至る数ヵ月間、私は議会を離れ、町長選挙に挑戦をし、その経過を踏まえて今後の福島のあり方を含めて、少し時間を掛けて考えてみました。今、福島にとって何が必要なのか。そして、自分が何をすべきか、何ができるのかをじっくりと考えました。多くの町民の皆さんの話を聞かせていただきましたし、多くの先輩の皆さんの助言もいただきました。大変厳しい状況の中で、自分自身が何をしなければならないかを考えた上で、町議選に立候補することを決意したわけであります。

地方分権改革が平成7年5月に推進法をスタートさせて16年が経過をいたしました。地方分権改革の目指すところは、まずもってそれまでの国と地方の関係を含めて、しっかりと自治体のあり方を検証し評価をすることから始まったと思っております。その上で、なかなか出来ない自治体の改革のために、民間企業の経営感覚を取り入れて行政の改革をすることに繋がっていくということだったと思えます。

しかし、残念ながら前段の検証・評価も難しく、そして民間企業の経営感覚を取り入れることもなかなか面倒だったと思えます。完全にそのことがクリアできない中で、ご存知のような市町村合併が期限を切ってどんどん進んで行ったと思っております。

私たちの町、福島も隣町松前と合併について協議をしました。約1年間かけて協議をしました。隣町と言えども、同じ自治体と言えども、周りから見るとような状況、共通理解をすることができなかつたわけであります。特に、財政に対する考え方、総合開発計画の取り残しの部分の対応を含めて、私どもには不安を払拭する状態になかなかならなかつたわけであります。その中で、厳しくとも険しい道になりますが、住民の負担も強いることになりましたが、自立の道を選んだわけであります。

この4月末、先ほど村田町長からもお話がありましたが、地域主権改革に関連する3つの法案が成立をいたしました。一つは、地方自治法の一部改正でありますし、もう一つは今までなかつた国と地方の協議の場を設けることでもあります。そして、地域主権改革。これは自民党との協議の中で具体的に自主性・自立性を高める改革を推進する法律という名称に変わりました。このことは、本当の意味の地方政府を目指して、地方が自由と責任、そして自立と連携を自分達の判断で考えていくことになるわけでありますし、地方分権改革から一步も二歩も進んだ状況になってまいります。先般は、地域主権改革の二次の法案が通りました。「ぎょうせい」の資料によりますと、200項目に上る法律改正になるということでもあります。このことを踏まえながら、この任期4年間は非常に厳しい対応がそれぞれの地方自治体で求められているというこ

とであります。待ったなしで、今後は自分達のごことは自分達で考え、実践していかねばなりません。先ほど言いました地方分権改革の流れからすると、今までの自治体の状況を解体し、再生するぐらいの気持ちでしっかりと意識をして掛からなければ、大変な状況になると思います。

特に、私どもの福島町は、過疎・少子高齢化が進んで、そこに歯止めが掛からない状況にあります。

自立分散型の地域主権社会を作っていくために、心掛けなければならないということで、3点について話をされております。

まず1点は、依存体質からの脱却をしていかねばならない。国や道に頼って、何でも国や道の指示を待っていれば良いという時代ではないということでもあります。

2点目は、今度は厳しい地域間の競争を踏まえて、先行モデルを自らが実践していかねばならないということでもあります。時間を掛け、失敗もするでしょうが、福島町一丸となって自らの道筋をしっかりと考えて、それを実践していかねばならないということでもあります。

3点目は、今までの反省を踏まえ、住民側の理解をきちんとしなければならぬということでもあります。行政、議会、そして住民がきちんと理念を共有するということが必要です。しっかりと現況を住民に説明し、説得し、そして現状を理解していく。その上でなければ、なかなか改革は進まないということでもあります。大変厳しい状況の中ではありますが、それぞれの立場で住民、行政、議会がしっかりと役割分担をして、自立をする覚悟を持っていかねばならないということでもあります。

まずは自助、自分達でできることは自分達でしっかりとやらねばならない。この自分とは町民個々でありましょうし、行政、あるいは議会、そして団体や組織であると思います。そして、共助、共に助け合うということを考えていかねばならない。これは家庭であつたり、地域であつたり、組織であつたり、団体であつたりということでもあります。お互いに助け合ってできることは、まずそれをしっかりとやっていかねばならない。その上で公助、公的に補完する」助成を考えていくという形にしていかねばならないということでもあります。「何かしてもらう、何かを頼んだら何とかなるだろう」から、「今、町民一人ひとりが、そしてそれぞれの団体や組織で何ができるのかを真剣に考えて、それを実践していかねばならない」ということでもあります。住民、行政、議会がしっかりと協働して、自律をする産業を目指さなければいけない。自律をしていく人づくりを目指していかねばならない。そして、自律をする住民自治をしっかりと目指していかねばならないと思っております。

私どもの福島町は21年の4月から行政はまちづくり基本条例、議会は議会基本条

例をスタートさせました。今、3年目に入っております。基本条例は作ることが目的ではありません。基本条例に沿って、まちづくりをしっかりとしていくことが大切ですし、そのことをしっかり意識して臨まなければ、条例は形骸化してしまいます。状況に応じて、基本条例に則った実践の計画を示しながら、しっかりと住民と協働していかなければなりません。

議会基本条例については、改選に合わせて検証をすることになっております。しっかりと今までの検証をし、基本条例が形骸化することなく、課題を整理をし、早い機会に具体的な内容を懇談会等を通して、住民の皆さんに示していきたいと思っております。

議会の役割は、その名のとおり会議で議論をし、討議をすることだと思います。二元代表制の仕組みの中で、独任制の町長に対し、合議制の議会議員の役割はしっかりと多様な住民の意見を吸収し、議会で議論・討議することに尽きると思います。議案を黙認して通すだけでは、その存在意義がなくなります。批判・牽制・検証、そして評価をすることを基本としながら、しっかりと議論・討議をし、政策形成のできるだけ早い段階に議会議員の意思を示し、提言する議会に変わっていかねばなりません。町民の皆さんの意見をしっかりと聞くこと、町民の皆さんへ情報をしっかりと伝えること、町民の皆さんと情報を共有し、お互いに理解し合い、協働することが重要であります。そのことをしっかりと肝に銘じ、議会基本条例に基づき、分かりやすく、町民が参加する議会、しっかりと討議する議会、実感できる政策を提言する議会を更に目指していくことをお約束いたします。

以上、所信の一端を述べて、挨拶とさせていただきます。皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。